

(1) 労働者側

A. 罷業者ハ、依改結束ヲ輩々本月三日大阪工場職工藤岡繁一  
大阪市此花區茶園町一。六居住上京ニテ争議ノ應援ヲ為  
シ居レリ

B. 六日全國大衆党六郷支部川田茂太郎、山浦田支部望月照雄  
等ニ應援ヲ求メ其結果全國組合同盟高梨ニ夫ノ指導ヲ度  
クル事ニ決定シタリ

C. 七日別記ノ如キホスターヲ作成シ工場附近ニ貼付セリ

D. 罷業者中ニハ工場主ヲ従弟ニ名及其縁故者五六名アリ之  
等ハ七日頃ヨリ幾分軟化ノ傾向アリ

(2) 事業主側

A. 四日職工代表鈴木久送下ヨリ社員根本推元ニ對シ嘆  
願書ノ受領方ヲ交渉中ニシタル又受領ヲ拒絶セラレ  
シモノシタル又根本ハ受領ヲ拒絶シタルカ工場主ハ職工

個々ノ交渉ニハ應スル又團體交渉ニハ應セス当分放任ノ  
態度ニシテ態度強硬ナリ

B. 至急ノ作業アリトテ七日職業紹介所ヨリ人夫三名石工ニ  
名ヲ雇入レ罷業者未参加者ト共ニ作業ヲ為サシメ居レリ

右及申(通)報候也